

§ 4 參考資料

I 経済指標

1 産業別従業者数の推移

区 分	平成17年 人	平成22年 人	平成27年 人	前年比 (%)	
				(H22-H17)/H17	(H27-H22)/H22
人 口	294,264	279,127	265,979	94.9%	95.3%
労働力人口	142,430	132,777	123,676	93.2%	93.1%
就 業 者 数	129,940	121,734	117,125	93.7%	96.2%
第 1 次 産 業	5,284	4,343	4,137	82.2%	95.3%
第 2 次 産 業	23,930	20,184	19,490	84.3%	96.6%
第 3 次 産 業	97,817	89,051	86,480	91.0%	97.1%

(注1) 従業者数の産業別合計は、分類不能があるため総数と一致しない。

(注2) 旧4町村(戸井町, 恵山町, 榎法華村, 南茅部町)の数値を含む。

資料: 国勢調査

2 各種関連統計数値

区 分	平成29年	平成30年	令和元年	前年比 (%)	
				(H30-H29)/H29	(R1-H30)/H30
人 口 人	262,519	258,948	255,308	98.6%	98.6%
世 帯 数 世帯	143,249	142,571	141,853	99.5%	99.5%
大 型 店 売 上 高 百万円	25,781	24,945	24,731	96.8%	99.1%
倒 産 負 債 金 額 //	1,611	457	5,368	28.4%	1174.6%
貿 易 (輸 出) //	26,718	23,792	23,384	89.0%	98.3%
貿 易 (輸 入) //	20,903	21,199	29,920	101.4%	141.1%
工 業 出 荷 額 //	183,447	—	—	—	—
消 費 者 物 価 指 数 %	101.3	102.5	103.3	1.2%	0.8%
有 効 求 人 倍 率 倍	1.06	1.03	0.94	97.2%	91.3%

1. 人口, 世帯数は, 各年12月末現在値。外国人登録による人口, 世帯数を含む。(住民基本台帳)

2. 大型店売上高は第1種大規模小売店舗分。(函館商工会議所)

3. 倒産は負債1千万円以上で法的整理のみ。(函館市経済部)

4. 貿易額は外国貿易年表。(函館税関)

5. 工業出荷額は, 従業者4人以上の事業所。(平成29年工業統計調査) ※数値は平成28年のもの

6. 消費者物価指数は全道の年平均数値。平成27年=100とする。前年比はポイント差。(北海道)

7. 有効求人倍率は年度数値。前年比はポイント差。(函館公共職業安定所)

II 各種調査・計画・診断事業の状況

1 継続調査

年度	事業の名称	実施機関	備考
37	労務状況調査	函館市	平成30年度より隔年実施
H1	下請け企業活用状況調査	函館市	毎年
24	函館市中心市街地歩行者通行量調査	函館市	毎年
24	中心市街地空き地・空き店舗等現況調査	函館市	令和2年度より隔年実施

2 単年度調査（平成10年度以降）

年度	事業の名称	実施機関
11	商店街経営者意識調査	函館市
13	育児休業制度の普及・利用状況実態調査	函館市
14	函館市中心市街地エリアカルテ作成調査	函館市
16	地域情報技術マップ調査	函館市
18	函館市季節労働者実態調査	函館市
20	商店街歩行者通行量調査	函館市
20	消費者買物動向調査	函館市
21	労働者および求職者アンケート調査（～H23）	函館市
R1	函館市食の産業化推進事業調査	函館市

3 各種計画等（平成10年度以降）

年度	計画等の名称	策定機関
10	函館市食品商業発展基盤強化ビジョン 特定中小企業集積の活性化に関する計画 函館市中心市街地商業等活性化基本計画 新テクノポリス函館開発構想 高度技術に立脚した工業開発に関する計画 (函館地域開発計画)	函館市 北海道 函館市 北海道・函館市・上磯町・大野町・七飯町 北海道
11	函館市地域新エネルギービジョン 函館市工業振興指針 函館市新小売商業振興ビジョン	函館市 函館市 函館市
13	函館地域高度技術産業集積活性化計画	北海道
16	特定中小企業集積の活性化に関する計画	北海道
17	地域再生計画「函館雇用創出計画」(2005-2008)	函館市
20	産業集積の形成等に関する基本計画(2008-2013) 函館地域雇用創造計画	函館市・北斗市・七飯町・北海道 函館市
21	地域再生計画「函館雇用創出計画」(2009-2016)	函館市
23	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区計画	北海道・札幌市・江別市・函館市・帯広市・ 十勝地域(18町村)・北海道経済連合会
24	地域再生計画「新函館市雇用創出計画」(2012-2019) 函館地域雇用創造計画 函館市中心市街地活性化基本計画(2013-2018)	函館市 函館市 函館市
26	産業集積の形成等に関する基本計画(2014-2018)	函館市・北斗市・七飯町・北海道
27	市民交流プラザ整備基本計画 創業支援等事業計画 地域再生計画「函館ブランド確立による雇用創出・ 拡大プロジェクト」(2015-2022) 函館地域雇用創造計画	函館市 函館市・北斗市・七飯町 函館市
28	地域再生計画「美食のまち函館」食の産業化推進計画 (2016-2018)	函館市 函館市
29	はこだてグリーンプラザ整備基本計画 地域未来投資促進法に基づく基本計画(2017-2022)	函館市 函館市・北斗市・七飯町・北海道
30	生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画	函館市

Ⅲ 主な経済関係団体

団 体 名	所 在 地	電 話
○経済全般		
北海道渡島総合振興局	函館市美原4-6-16	47-9400
北海道中小企業団体中央会道南支部	函館市若松町6-7	23-2681
北海道商工会連合会道南支所	函館市昭和4-3-24	43-0086
函館商工会議所	函館市若松町7-15	23-1181
函館市亀田商工会	函館市美原3-36-7	47-1771
函館東商工会	函館市中浜町79	83-3221
(一社)北海道中小企業家同友会函館支部	函館市乃木町8-15	51-8800
○金融関係		
函館財務事務所	函館市美原3-4-4	47-8445
日本銀行函館支店	函館市東雲町14-1	27-1161
日本政策投資銀行函館事務所	函館市若松町14-10	26-4511
(株)日本政策金融公庫函館支店	函館市豊川町20-9	23-8291
(株)商工組合中央金庫函館支店	函館市五稜郭町33-1	35-5022
北海道信用保証協会函館支店	函館市大森町24-1	23-8425
(一社)函館銀行協会	函館市若松町15-7	23-0731
○労働関係		
函館公共職業安定所	函館市新川町26-6	26-0735
函館労働基準監督署	函館市新川町25-18	87-7600
函館職業能力開発促進センター(ポリテクセンター函館)	函館市日吉町3-23-1	52-0323
北海道立函館高等技術専門学院	函館市桔梗町435	47-1121
渡島地方技能訓練協会	函館市東川町1-2	23-2769
渡島地方技能尊重運動推進協議会	函館市東川町1-2	23-2769
函館技能士会	函館市東川町1-2	23-2769
(社福)函館市社会福祉協議会	函館市若松町33-6	23-2226
(公社)函館市シルバー人材センター	函館市若松町33-6	26-3555
連合北海道函館地区連合会	函館市新川町2-16	22-5723
全労連・函館地方労働組合会議	函館市日乃出町24-5	56-6511
○計量関係		
北海道計量検定所函館支所	函館市美原4-6-16	47-9519
北海道計量協会函館支部	函館市末広町10-3	22-5137
○商業関係		
函館サイロ(株)	函館市万代町19-6	41-7112
(株)はこだてティーエムオー	函館市若松町18-1	24-0033
SPC函館本町開発株式会社	函館市若松町20-1	23-1131
(株)まちづくり五稜郭	函館市本町9-17 五稜郭ガーデン内	56-1110
○食産業関係		
(一社)函館物産協会	函館市東雲町4-13 函館市経済部内	23-7493
函館スイーツ推進協議会	北斗市東前3-41 株式会社アキヤマ内	77-7491
函館デザイン協議会	函館市五稜郭町35-1	35-3131
(一社)北海道全調理師会函館支部	-	-
函館水産連合協議会	函館市豊川町27-6	22-5804
○貿易関係		
(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)北海道貿易情報センター函館相談窓口	函館市若松町7-15 函館商工会議所ビル3階	21-4022
○工業関係		
北海道立工業技術センター	函館市桔梗町379	34-2600
(公財)函館地域産業振興財団	函館市桔梗町379	34-2600

IV 主な協同組合名簿

団 体 名	事務所所在地	成立年月日	組合員数	代表者名	電話番号	
1 協同組合連合会						
函館朝市協同組合連合会	函館市 若松町	9-19	S62.4.1	4	藤田 公人	22-7981
2 信用協同組合						
函館商工信用組合	〃 千歳町	9-6	S31.11.29	13,158	山本 富靖	23-2101
3 事業協同組合						
(1) 食料品製造業						
函館特産食品工業協同組合	〃 豊川町	27-6	S33.8.21	51	古伏脇 隆二	23-4609
全国いか加工業協同組合函館支部	〃 豊川町	27-5	S40.5.6	79	利波 英樹	22-7136
(2) 機械金属製造業						
函館ドック事業協同組合	〃 弁天町	20-3	S26.9.13	7	村上 岩夫	23-2227
道南機械造船工業協同組合	〃 浅野町	4-8	R2.4.1	11	高山 則夫	42-9250
函東工業協力協同組合	〃 浅野町	3-11	S47.3.7	12	渡部 勤	42-6007
函館工業団地協同組合	〃 浅野町	4-8	S53.8.11	6	長谷川 隆	42-9250
函館鋼構造物工事業協同組合	〃 浅野町	4-8	H13.6.15	20	小林 弘	57-3169
(3) 鉱業						
函館砂利工業協同組合	〃 中道	1-30-25	S30.7.6	19	斉藤 亮	30-6060
道南地区砕石協同組合	〃 桔梗町	403-60	S37.10.11	13	平沼 昌平	46-5733
(4) 建設業						
函館地方電気工事協同組合	〃 日乃出町	7-22	S25.2.28	186	玉津 眞史	55-2182
函館建築板金事業協同組合	〃 亀田町	10-8	S32.7.18	24	平田 昭市	24-5755
函館地方左官業協同組合	〃 高松町	221-2	S33.7.11	26	木村 弘志	57-6230
函館建築工業協同組合	〃 高盛町	19-17	S38.12.10	28	亀田 隆史	54-2050
函館管工事業協同組合	〃 西桔梗町	819-6	S55.6.28	68	村田 信吾	62-5511
函館消防設備事業協同組合	〃 東 山	3-1-8	H22.3.2	27	松川 仁	55-2288
(5) 卸売業						
函館海産商同業協同組合	〃 末広町	15-3	S40.8.20	11	佐山 健一	22-6840
函館商工業協同組合	〃 東雲町	9-9	S43.12.7	4	堀川 昭雄	23-8121
函館青果卸売協同組合	〃 西桔梗町	589-25	S49.12.25	5	蛭子 一彦	49-3053
函館再生資源事業協同組合	〃 的場町	26-9	S50.3.4	19	長南 武次	55-0131
函館生コンクリート卸商協同組合	〃 昭和	2-27-26	S56.2.9	10	木村 富三	49-6060
函館水産市場仲卸協同組合	〃 豊川町	27-6	H4.5.22	8	島崎 周一	22-8553
協同組合函館総合卸センター	〃 西桔梗町	589-283	H5.5.7	22	吉村 昭夫	49-4111
アジアネットワーク協同組合	〃 神山町	3-20-9	H24.7.2	4	及川 政司	52-6671

団体名	事務所所在地	成立年月日	組合員数	代表者名	電話番号
(6) 小売業					
函館食肉鶏卵商業協同組合	函館市 高盛町 16-2	S22.3.31	15	土橋 弘樹	52-2254
函館地方たばこ販売協同組合	〃 豊川町 2-2	S24.2.24	1,105	米澤 忠夫	23-2525
函館朝市第一商業協同組合	〃 若松町 9-14	S24.3.8	16	井上 敏廣	22-6034
函館駅二商業協同組合	〃 若松町 9-19	S24.3.18	21	藤田 公人	22-5330
函館地方石油業協同組合	〃 大手町 5-10	S27.3.25	89	高橋 信二	23-4426
協同組合函館麵類運営会	〃 日乃出町 13-15	S28.3.23	44	岡島 圭一	54-3903
協同組合十字街商盛会	〃 末広町 9-9	S29.6.8	84	梶原 健司	22-1538
道南牛乳集荷販売協同組合	〃 昭 和 3-6-6	S29.10.2	5	田島 久吉	42-2241
渡島家畜商商業協同組合	〃 西桔梗町 862-13	S32.4.13	70	小澤 嘉徳	48-8000
函館古物商事業協同組合	〃 新川町 28-15	S38.10.9	100	佐藤 幸太郎	22-2622
函館食料品小売業チェーンせい協同組合	〃 千代台町 2-7	S43.11.8	9	谷内 嘉之	52-1166
函館トヨタ自動車協同組合	〃 美 原 2-14-1	S45.1.10	6	河村 隆平	46-2111
帝王事業協同組合	〃 港 町 1-17-8	S45.8.8	6	小笠原 康正	42-2322
函館自由市場協同組合	〃 新川町 1-2	S46.11.15	36	前 直幸	27-2200
函館酒販協同組合	〃 豊川町 14-12	S46.11.19	309	福嶋 貢	22-7819
函館水産製氷協同組合	〃 大手町 5-44	S47.4.25	125	小鹿 伸彦	22-5934
函館朝市協和会商業協同組合	〃 若松町 9-20	S48.10.29	15	船岡 聡	26-4309
函館市民市場商業協同組合	〃 若松町 9-24	S49.1.7	12	斎藤 啓次	22-9252
函館青果物商業協同組合	〃 西桔梗町 589-25	S50.1.27	139	川崎 正博	49-5511
函館水産物商業協同組合	〃 豊川町 27-6	S50.4.9	81	佐藤 止昭	22-5804
函館中央卸売市場買参者商業協同組合	〃 西桔梗町 589-25	S52.4.26	57	河原塚 利雄	49-4848
函館地方中古自動車販売事業協同組合	〃 西桔梗町 246-133	S53.5.26	20	高橋 広美	49-2000
函館板硝子商工協同組合	〃 新川町 32-2	S56.7.20	15	藤岡 隆吉	26-2607
協同組合バザール湯川	〃 湯川町 2-18-8	S57.6.28	1	中西 勇一	59-0127
函館寝装寝具協同組合	〃 堀川町 23-6	S58.11.26	10	高谷 正晴	51-2486
函館生花商協同組合	〃 西桔梗町 589-272	H8.12.24	28	星井 英人	48-8793
協同組合 五稜郭	〃 本 町 26-18	H20.11.18	29	大石 俊彦	30-2345
(7) サービス業					
函館クリーニング商業協同組合	〃 八幡町 16-8	S32.4.20	28	桜井 英之	43-0548
函館浴場協同組合	〃 若松町 24-11	S29.12.11	13	長南 武次	22-0937
函館観光事業協同組合	〃 湯川町 2-6-22	S31.3.31	11	西野 清一	57-5171
湯の川旅館商業協同組合	〃 湯川町 1-2-30	S31.12.13	8	金道 太朗	59-2231
函館湯の川温泉旅館協同組合	〃 湯川町 2-7-6	S48.10.23	17	金道 太朗	57-8988
函館屋外広告業協同組合	〃 昭 和 3-13-10	S49.9.13	23	平山 孝敏	49-6815
函館美容業協同組合	〃 大手町 9-12	S54.2.2	94	永井 龍剛	23-6403
函館方面遊技業協同組合	〃 新川町 1-24	S56.5.26	35	山本 篤	27-7779
函館清掃事業協同組合	〃 東山町 149-6	S59.7.25	18	久保 俊幸	54-3565
函館ホテル旅館協同組合	〃 東雲町 15-15	H9.8.7	38	遠藤 浩司	22-2942
協同組合道南エルピーガス保安センター	〃 日 吉 3-20-34	H9.11.4	72	田中 裕	51-1133
(8) 運輸倉庫業					
函館ハイヤー事業協同組合	〃 亀田町 22-13	S34.9.26	19	横田 有一	41-8111
函館個人タクシー協同組合	〃 広野町 3-9	S41.11.15	88	小松 久	51-7776
函館バス事業協同組合	〃 高盛町 10-1	S46.6.12	3	森 健二	54-4472
函館地方自動車整備事業協同組合	〃 西桔梗町 555-36	S46.11.4	312	河村 祥史	49-1411
函館流通事業協同組合	〃 西桔梗町 589-157	S47.11.4	15	田島 勝美	49-5531
函館自動車車体整備協同組合	〃 西桔梗町 857-6	S60.8.6	17	山本 裕治	48-6093
函館車両整備協同組合	〃 旭 町 5-15	H3.2.12	14	川村 泰章	41-0849
赤帽函館軽自動車運送協同組合	〃 石川町 338-11	H16.5.19	25	佐々木 照美	47-8080
(9) 金融不動産業					
函館金融業協同組合	〃 千代台町 1-2	S38.9.26	39	竹内 薫	55-0777
函館地方質屋事業協同組合	〃 堀川町 21-18	S45.2.27	11	生田 豊	53-6094

団 体 名	事務所所在地	成立年月日	組合員数	代表者名	電話番号
(10) 医療, 福祉 渡島介護事業協同組合	函館市 杉並町 21-15	H31.2.6	4	勝又 昭彦	87-2835
(11) その他					
協同組合函館労務協会	〃 新川町 21-5	S46.3.30	193	黒島 一生	26-3165
あけぼの商工協同組合	〃 万代町 19-24	S46.12.16	2	吉野 紳一	41-3988
協同組合函館民商	〃 中島町 18-15	S47.3.6	123	谷地 重成	52-3185
協同組合魚長	〃 大手町 3-6	S50.12.10	6	柳沢 政人	26-1811
道南地区芝生生産者協同組合	〃 昭 和 1-7-11	H元.7.25	5	中村 兆	41-1030
北海道アパレル産業協同組合	〃 石川町 64-1	H24.7.13	13	伊藤 精二	47-2663
道南地域国際交流事業協同組合	〃 石川町 255-1	H14.12.27	18	久末 宏治	0139-55-2146
4 企業組合					
函館造林企業組合	〃 松 陰 31-16	S46.4.1	12	若松 輝昭	55-8270
函館建設厚生企業組合	〃 大縄町 1-26	S54.1.11	105	溝井 辰五郎	22-5644
函館勤労者企業組合	〃 新川町 2-16	S54.3.8	350	鹿島 壮市	26-1113
社会復帰事業団道南企業組合	〃 大縄町 1-26	H5.12.9	41	柳原 幸雄	22-5644
技建工業企業組合	〃 桔梗 1-5-4	H13.1.10	4	河野 辰登志	47-2878
フェイスコミュニケーション企業組合	〃 本 通 3-18-1	H15.4.14	4	津田 裕太	31-3712
日本福祉企業組合	〃 昭 和 3-24-18	H15.9.26	6	田中 直樹	41-2294
経営総合企業組合	〃 本 通 2-2-1	H15.9.3	4	以西 博	31-0887
函館ベンチャー企画企業組合	〃 昭和 1-20-2	H16.6.25	4	大久保 彰之	46-6923
恵山地方公清企業組合	〃 日ノ浜 169	S49.5.10	6	斎藤 賢三	85-2203
尾札部昆布生産加工企業組合	〃 尾札部町 1945-11	H15.6.16	11	大川 岩男	01372-3-2723
企業組合北海アグリテクノロジー	〃 東雲町 1-8	H21.6.1	9	但野 利秋	55-0974
再生資源生産企業組合	〃 亀田町 17-20	H21.6.23	4	竹田 達矢	52-5224
5 協業組合					
函館クリーン事業協業組合	〃 東山町 149-6	H17.2.24	15	久保 俊幸	54-3565
6 商工組合					
北海道菓子工業組合函館支部	〃 湯川町 2-22-5	S40.5	21	若杉 充宏	42-0989
7 商店街振興組合					
函館都心商店街振興組合	〃 若松町 18-1	S46.7.1	82	渡辺 良三	23-6991
五稜郭商店街振興組合	〃 本 町 8-20	S50.12.5	78	中里 好之	53-9075
美原商店街振興組合	〃 美 原 1-19-6	S54.7.17	83	山本 大樹	45-0220
中島町商店街振興組合	〃 中島町 25-15	S55.4.7	35	川崎 正博	51-0026
湯川商店街振興組合	〃 湯川町 2-18-4	S56.3.19	43	菊池 要一	57-7933

V 函館市中小企業振興基本条例

(平成22年函館市条例第22号)

豊かな海と山に囲まれ、天然の良港を有する函館は、早くから海外に門戸を開き、国内外から多くの人々が集まり、さまざまな交流が行われてきた。

このような中、先人のたゆまぬ努力の積み重ねにより、産業の礎が築き上げられ、今日まで南北海道の中核都市として発展を続けてくることができた。

函館は事業所のほとんどが中小企業であり、中小企業が函館の産業の中心的役割を担ってきた。函館が豊かで活力あふれるまちであるためには、将来にわたり元気な中小企業を育てていくことが必要である。

また、近年は、地球規模への経済活動の拡大、少子高齢化の進展など中小企業を取り巻く環境が大きく変化してきており、このような中で函館の中小企業が多様で活力ある成長発展をしていくためには、改めて中小企業者自らが地域経済の重要な担い手であることを自覚するとともに、経営の安定を図ることが重要である。

ここに、中小企業の振興が地域経済の発展に大きくかかわり、ひいては市民生活の向上につながるという認識を市、中小企業者等および市民が共有し、中小企業の振興と地域経済の活性化を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市の責務、中小企業者等の努めるべきことおよび市民の協力について明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の経済の発展および市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であつて市の区域内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 商工会議所、商工会その他の中小企業に関する団体をいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者および中小企業団体をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、さまざまな就業の機会を提供するなど、地域経済の基盤を形成していることにかんがみ、次に掲げる事項を旨としてその多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

- (1) 中小企業者の創意工夫が生かされること。
- (2) 中小企業者の経営の改善および向上に対する自主的な努力が促進されること。
- (3) 中小企業者の経済的社会的環境の変化への円滑な適応が図られること。
- (4) 市、中小企業者等および市民の相互の協力の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、および実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、中小企業者等および国、北海道その他の関係機関と緊密な連携を図るものとする。

(中小企業者等の努力)

第5条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応するため、経営の革新（中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。第7条第1号において同じ。）、経営基盤の強化等に努めるとともに、事業活動を行うに当たっては、地域との調和を図り、市民が安全に安心して生活することができるよう努めるものとする。

2 中小企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用環境の整備および人材の育成に努めるものとする。

3 中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者とともに、第3条に定める基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(市民の協力)

第6条 市民は、中小企業が地域経済の発展および市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、それぞれができる範囲で中小企業の成長発展に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第7条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新および中小企業の創業の促進を図ること。
- (2) 中小企業者の新技術、独創的な技術等を利用した事業活動の促進を図ること。
- (3) 中小企業者の人材の育成および確保を図ること。
- (4) 中小企業者の経営基盤の強化を図ること。
- (5) 中小企業者等と関係機関との連携、中小企業者等相互の連携その他の連携の促進を図ること。
- (6) 地域の資源の活用等による産業の発展および創出を図ること。

(財政上の措置)

第8条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業振興審議会の設置)

第9条 中小企業の振興に資するため、函館市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第10条 審議会は、市長の諮問に応じ、中小企業の振興に関する重要な事項について調査審議し、その結果を答申するものとする。

(組織)

第11条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員および任期等)

第12条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 中小企業の振興に関係のある者
- (3) 公募による者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第13条 審議会に会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第15条 審議会の庶務は、経済部において処理する。

(補則)

第16条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(函館市中小企業振興条例の廃止)

2 函館市中小企業振興条例(昭和46年函館市条例第4号)は、廃止する。

(函館市中小企業振興条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の函館市中小企業振興条例(以下「廃止前の条例」という。)

第3条第1項および第2項、第4条第1項、第9条ならびに第10条第1項および第3項の規定に基づく助成の決定を受けた者に係る報告の聴取、助成の決定の取消し等については、なお従前の例による。

4 廃止前の条例第19条第1項の規定により置かれた函館市中小企業振興審議会は、第9条の規定により置く審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

5 この条例の施行の際現に廃止前の条例第19条第3項の規定により函館市中小企業振興審議会の委員に委嘱されている者(以下「旧委員」という。)は、第12条第1項の規定により審議会の委員に委嘱された者とみなし、その任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、旧委員としての残任期間とする。

(函館市企業立地の促進に関する条例の一部改正)

6 函館市企業立地の促進に関する条例(平成20年函館市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

令和2年度（2020年度）函館市経済概要

令和2年8月発行

編集発行 函館市経済部経済企画課

所在 函館市東雲町4番13号

電話 0138-21-3304 FAX 0138-27-0460